

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程を次のように定める。

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程
(趣旨)

第一条 この規程は、宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例(平成十一年宮城県条例第七十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等)

第二条 条例第四条第一項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第四条第一項第五号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券(資本金の額が一億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限る。)、金銭信託及びその他とする。

3 条例第四条第一項第六号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

4 条例第四条第一項第六号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

5 条例第四条第一項第六号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

6 条例第四条第一項第六号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁気、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

(平一八議会訓令甲二・平一九議会訓令甲二・一部改正)

第三条 条例第四条第一項の資産等報告書は、様式第一号によるものとする。

2 条例第四条第二項の資産等補充報告書は、様式第二号によるものとする。

(所得等報告書等)

第四条 条例第五条第一号ロの規定で定める所得の金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額(退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定により、所得税法第二十二号の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第五条 条例第五条の所得等報告書は、様式第三号によるものとする。

2 条例第五条の所得等報告書の提出は、確定申告書の写しにより行うことができる。この場合において、同条第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第六条 条例第六条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第七条 条例第六条の関連会社等報告書は、様式第四号によるものとする。

(期限の特例)

第八条 条例第四条第一項の資産等報告書、同条第二項の資産等補充報告書、条例第五条の所得等報告書及び条例第六条の関連会社等報告書(以下「報告書」と総称する。)の提出の期限が、宮城県の休日を定める条例(平成元年宮城県条例第十号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日をもってその期限とみなす。

(報告書の訂正)

第九条 報告書を訂正しようとする場合には、議員は、議長に訂正届(様式第五号)を提出し、報告書を訂正するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(令五議会訓令甲一・一部改正)

(報告書の閲覧)

第十条 条例第七条第二項の県民とは、県の区域内に住所を有する者をいう。

2 条例第七条第二項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日からすることができる。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の翌日から閲覧をすることができるものとする。

3 条例第七条第二項の規定により報告書の閲覧をしようとする者は、閲覧請求書(様式第六号)に必要な事項を記載しなければならない。

4 条例第七条第二項の規定による報告書の閲覧は、議長が指定する場所で、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時三十分までの間にしなければならない。

5 報告書は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。

6 報告書は、丁重に取り扱い、破損し、汚損し又は加筆等の行為をしてはならない。

7 第三項から前項までの規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

8 前各号に定めるもののほか、条例第七条第二項の規定による報告書の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

(平二二議会訓令甲二・一部改正)

(審査会の設置の通知)

第十一条 議長は、[条例第九条](#)の規定により宮城県議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置したときは、速やかに審査を請求された議員(以下「被審査議員」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

(委員の任期等)

第十二条 被審査議員は、審査会の委員となることはできない。

2 審査会の委員の任期は、[条例第九条第一項](#)の規定により審査会が設置された日から当該審査が終了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の会議)

第十三条 [条例第九条第一項](#)の規定により審査会が設置されたときは、審査会は、速やかに審査に着手しなければならない。

2 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

4 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 審査会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数をもって決する。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後もまた同様とする。

(審査会の審査等)

第十四条 審査会は、必要があると認めるときは、審査を請求した議員、被審査議員及び関係者に出席を求め、意見等を聴取すること又は文書で回答を求めることができる。

2 審査会は、被審査議員から申立てがあったときは、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

3 審査会は、その審査により被審査議員に政治的・道義的責任があると認める場合には、行為規範等の遵守の勧告、議会における役職の辞任の勧告、議会の会議への出席自粛の勧告、議員辞職勧告その他審査会が必要と認める措置を、審査結果に明記するものとする。

(審査結果の通知及び公表)

第十五条 議長は、[条例第十条](#)の規定により審査会の委員長から審査結果の報告を受けたときは、当該審査結果を速やかに審査の請求をした議員及び被審査議員に対し通知するとともに、[次条第一項](#)の規定による意見書の提出の有無を確認の上、これを公表するものとする。

(令五議会訓令甲一・一部改正)

(意見書の提出及び公表)

第十五条の二 被審査議員は、[前条](#)の規定による通知を受けたときは、審査結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、[前項](#)の規定による意見書が提出されたときは、審査結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(令五議会訓令甲一・追加)

(庶務)

第十六条 審査会の庶務は、議会事務局総務課において処理する。

(委任)

第十七条 [第十一条](#)から[前条](#)までに定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って決める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

(施行規程の廃止)

2 政治倫理の確立のための宮城県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程(平成七年度宮城県議会訓令甲第一号)は、廃止する。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)

(平13議会訓令甲1・平19議会訓令甲2・令5議会訓令甲1・一部改正)

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

資 産 等 報 告 書

宮城県議会議員 殿

宮城県議会議員 _____

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種類	銘	柄	株	数
株				株
券				

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価格が100万円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

種	類	数	量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種	類	数	量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種 類	数 量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

借入金の総額	円
--------	---

様式第2号(第3条関係)

(平13議会訓令甲1・平19議会訓令甲2・令5議会訓令甲1・一部改正)

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

資 産 等 補 充 報 告 書

宮城県議会議員 殿

宮城県議会議員 _____

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種類	銘柄	株数
株 券		株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価格が100万円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

種類	数

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種類	数

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種 類	数 量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

借入金の総額	円
--------	---

様式第3号(第5条関係)

(平14議会訓令甲3・平16議会訓令甲2・平22議会訓令甲2・平24議会訓令甲2・平29訓令甲2・令5議会訓令甲1・一部改正)

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

所得等報告書

宮城県議会議長 殿

宮城県議会議員 _____

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林所得			

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについて、その基因となった事実を記入する。

様式第4号(第7条関係)

(令5議会訓令甲1・一部改正)

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

関 連 会 社 等 報 告 書

宮城県議会議長 殿

宮城県議会議員 _____

会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名

(注)1 4月1日現在の名称等を記入する。

- 2 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

様式第5号(第9条関係)

(令5議会訓令甲1・一部改正)

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

訂 正 届

宮城県議会議長 殿

宮城県議会議員 _____

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程第9条の規定に基づき、次のとおり訂正届を提出します。

訂 正 する 報 告 書	訂 正 箇 所

様式第6号(第10条関係)

(令元議会訓令甲3・一部改正)

様式第6号(第10条関係)

閱 覧 請 求 簿

閱 覧 日	住 所	氏 名	閱覧を請求する報告書
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

附 則(平成一三年議会訓令甲第一号)

この訓令は、平成十三年十月十二日から施行する。

附 則(平成一四年議会訓令甲第三号)

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年議会訓令甲第二号)

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年議会訓令甲第二号)

この訓令は、平成十八年八月二十九日から施行する。

附 則(平成一九年議会訓令甲第二号)

この訓令は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、様式第一号及び様式第二号の改正規定(「4 預金・貯金・郵便貯金」を「4 預金・貯金」に改める部分及び「

(3) 郵便貯金

郵便貯金の総額

円

(注) 通常郵便貯金を除く。

」を削る部分に限る。)は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二二年議会訓令甲第二号)

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年議会訓令甲第二号)

この訓令は、平成二十四年三月九日から施行する。

附 則(平成二九年議会訓令甲第二号)

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(令和元年議会訓令甲第三号)

この訓令は、令和元年五月一日から施行する。

附 則(令和五年議会訓令甲第一号)

この訓令は、令和五年三月二十四日から施行する。